



伝えたい  
知ってほしい

# ハンセン病 について



Q

## ハンセン病はどんな病気ですか？

A

ハンセン病は、らい菌によって主に皮膚や末梢神経がおかされる慢性の細菌感染症の一種です。

この病気にかかると、手足などの神経が麻痺し、汗が出なくなったり、痛い、熱い、冷たいといった感覚がなくなったりします。治療法の無い時代には、顔や手足など体の一部が変形してしまうといった後遺症が残ることもありました。

かつては「らい病」と呼ばれていましたが、1873年(明治6年)に「らい菌」を発見したノルウェーの医師アルマウエル・ハンセン氏の名をとって、現在は「ハンセン病」と呼ばれています。



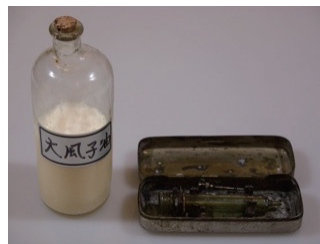
〈提供:国立ハンセン病資料館〉

Q

## ハンセン病は感染する病気なのですか？

A

「らい菌」は、感染力が弱く、たとえ感染したとしても、発病することは、きわめてまれです。これまでハンセン病療養所の医師や看護師などの職員に、発病した者はいません。



大風子油〈提供:国立ハンセン病資料館〉



プロミン〈提供:国立ハンセン病資料館〉

Q

## ハンセン病は治りますか？

A

有効な治療薬がなかった時代は、「不治の病」と言われていました。

江戸時代の頃より治療薬として、大風子油が用いられていましたが、効果はあまり期待できませんでした。1943年(昭和18年)、アメリカで「プロミン」という薬が効くことが発表され、ハンセン病は治療できる病気になりました。現在では、いくつかの薬を組み合わせる多剤併用療法という治療法が確立し、早期発見、早期治療を行えば、後遺症を残すことなく外来治療で治すことができます。

Q

## 今でも新たに発病する人はいるのですか？

A

現在は途上国を中心に患者がいるものの、日本では新しい患者はほとんど見られません。現在も療養所に入所されている方々や社会で生活する回復者の方々は、すでにハンセン病は治っています。

※日本の新規患者数(在日外国人含む) R2:4名、R3年:2名、R4:2名、R5年:4名(国立感染症研究所ウェブサイトより)

Q

## ハンセン病が差別されてきたのはなぜですか？

A

次のようなことが、その理由として考えられます。

- 国が法律をつくってまで患者を強制的に隔離したことで、「強い感染力をもつ恐ろしい病気」といった誤ったイメージが定着してしまったこと。
- 病気が進行すると、手足や顔など、人目につきやすいところに変形や機能障害がおこったこと。
- 有効な治療薬が開発されるまで、この病気が「治らない病気」であると考えられていたこと。
- 家族内で発病することが多かったため、「遺伝病」と考えられたこと。

Q

## ハンセン病の患者さんや身内の方は、どのような差別を受けたのですか？

A

### 家族との断絶

- 全国的な「無癩県運動」により、多くの患者が自宅から無理やり連れ出され、家族からも引き離されました。家族に迷惑をかけまいと自ら一切の絆を断ったり、あるいは「家」から縁を切られて、もう死んだことになっている方もいます。
- 療養所で亡くなった方の遺骨の多くが、故郷に帰れず、各療養所内の納骨堂に納められています。

### 患者家族への差別

- 官民一体となった患者の強制隔離や、見せしめのような住居の消毒、患者の持ち物が焼却される光景は、周囲の人々の恐怖心を増幅させ、患者の家族への差別意識も生まれました。
- 患者家族は近所づきあいから疎外され、結婚や就職を拒まれたり、学校でいじめにあったり、住み慣れた土地から引っ越しを余儀なくされるなどの差別を受けました。一家心中、自殺に追い込まれることもありました。このような過酷な偏見差別の中で、多くの家族は大切な肉親である患者本人を恨んだり、差別から逃れるために肉親と縁を切り、周囲に事実を隠さなければならないという苦しみの中を長い間生きていました。

Q

## ハンセン病の患者さんは、療養所でどのような生活をしていたのですか？

A

- 法律に退所規定が設けられておらず、一度療養所に入所したら一生そこから出ることはできませんでした。
- 入所時に本名を捨て、園名と呼ばれる異名を名乗るように勧められました。家族に差別・偏見が及ぶのを防ぐことのほか、これまでの人生と決別させるというような心理的な意味合いが含まれていたことも想像されます。
- 入所者の外出・脱走を防ぐ目的で現金所持は許されず、療養所内だけで使用できる園内通用券（園券）が使われました。
- 軽症者には、重症者の付き添い看護、畑作業、土木、木工、植木、し尿くみ取り、火葬場の仕事など、「患者作業」と呼ばれる過酷な労働が強いられました。知覚麻痺により怪我をしやすい患者たちは、労働によって傷を負い、悪化させていきました。患者作業は患者の身体障害を重くし、命を奪う原因にもなりました。
- 患者同士の結婚の条件に、男性は断種、妊娠してしまった女性は<sup>だたい</sup>墮胎手術が強制されました。墮胎された胎児を、患者には告げずに、ホルマリン漬けの状態に残していた療養所もありました。
- 監禁室（監房）が設置され、逃走や職員に対する反抗など、風紀や治安を乱した者は所長の判断で、裁判なしに処罰されました。

Q

## 現在の入所者の方々は、どのような状況にあるのですか？

A

らい予防法の廃止により、入所者の方は自由に療養所を退所、再入所することができるようになりました。しかし、後遺症による重い身体障害や、高齢化及び長期間における社会からの隔離などの理由から社会復帰することは容易ではありません。また、退所者の方も、差別や偏見を恐れて、病気のことを明かせないまま生活されている方が多くいらっしゃいます。

Q

## 私たちにできることは何ですか？

A

私たち一人ひとりがハンセン病を正しく理解することが大切です。ハンセン病の歴史や社会問題について学ぶことで、人権を侵される側の痛みを想像し、差別の歴史を二度と繰り返さないことが、私たちに求められているのではないのでしょうか。

そして、学んだこと、理解したことを友人、家族など周りの人に伝え、広げていってください。こうした小さな啓発が少しずつ広がっていけば、きっと差別や偏見の解消につながっていきます。



知ってほしい

# ハンセン病の歴史

history



- 1873 ● ノルウェーのアルマウエル・ハンセンが、らい菌を発見する。  
(明治6年)
- 1875 ● 後藤昌文が、東京に日本で初めてのハンセン病専門病院(起廃病院)を開設。  
(明治8年)
- 1897 ● 第1回国際らい会議(ベルリン)でハンセン病は伝染病であると正式に承認される。  
(明治30年)

- 1907 ● 「**らい**癩予防二関スル件」制定  
ハンセン病患者を放置していることについて諸外国から非難をあげると、「**こくじやく**国辱」になるとの発想から、家を出て各地を放浪するハンセン病患者を療養所に入れ、社会から隔離しました。



癩(らい)予防デーのポスター/1935年(昭和10年)

国が中心となって設立した癩(らい)予防協会が主催する、6月25日の癩(らい)予防デーを宣伝するもの。その趣旨は「癩(らい)を根絶」することにあった。

〈提供:国立ハンセン病資料館〉

- 1909 ● 全国5カ所に公立療養所を開設  
(明治42年)
- 1915 ● 全生病院(現・多磨全生園)で、最初の断種手術が行われる。  
(大正4年)
- 1916 ● 療養所長に懲戒検束権が附与される。  
(大正5年)

療養所内の秩序維持と犯罪を犯す患者の懲戒が必要という考えから、療養所長に懲戒及び検束の権限が与えられました。これにより、逃走や職員に対する犯行など、風紀や治安を乱した者を裁判なしに処罰することができるようになりました。罰則として、監禁や減食等が定められ、各療養所に監禁室が設置されました。また、特に罪が重いとみなされた者は、群馬県の栗生楽泉園に設置された重監房(正式名称は「特別病室」)に送られました。冬は零下18度にもなるこの監房に、全国の療養所から9年間に延べ93人が送り込まれ、23人もの人が命を落としました。

- 1930 ● 日本最初の国立癩療養所「長島愛生園」(岡山)が開園。  
(昭和5年)

- 1931 ● 「**らい**癩予防法」制定  
「**らい**癩予防二関スル件」を改正し、強制隔離によるハンセン病絶滅政策という考えのもと、全てのハンセン病患者を療養所へ強制的に入所させるようにしました。これにより、ハンセン病は感染力が非常に強いという間違った考えが広まり、偏見を大きくしてしまいました。



本妙寺部落の強制収容1940年(昭和15年)

熊本県の本妙寺部周辺集落の強制収容の様子。この収容で部落は解散させられた。

〈提供:国立ハンセン病資料館〉

## 「**むらいけん**無癩県運動」が本格化

ハンセン病患者をゼロにすることを目的とする患者の強制収容運動で、各府県は患者を探して入所者数を競いました。

- 1941 ● 高知県でも徹底的に**むらいけん**無癩県運動が進められる。  
(昭和16年)

らい予防法に基づいて患者を強制的に療養所に入所させてきたのは、高知県を含む都道府県であり、患者の情報を提供したのは、市町村や地域住民でした。国、地方自治体、住民が一体となって自分たちの故郷からハンセン病患者を療養所に送り込む「**むらいけん**無癩県運動」を展開し、患者やその家族に多くの苦痛と苦難を強いてきました。

- 1943 ● アメリカでファジーが、プロミンがハンセン病治療に効果があることを発表。  
(昭和18年)

- 1948** ● **「優生保護法」成立。優生手術の対象にハンセン病も加わり、断種や墮胎手術が合法化される。**  
(昭和23年)  
 優生保護法:「不良な子孫の出生を防止するなどの目的で、優生手術(断種)や人工妊娠中絶(墮胎)を認めた法律。平成8年に廃止。
- 1951** ● **入所者たちは、「全国国立癩療養所患者協議会」(現・全国ハンセン病療養所入所者協議会)をつくり、法の改正を要求。**  
(昭和26年)
- 1952** ● **WHO(世界保健機関)が、隔離政策の見直しを提言。**  
(昭和27年)
- 1953** ● **「らい予防法」の制定**  
(昭和28年)  
 日本国憲法では基本的人権の保障が一つの柱。「癩予防法」も憲法に則し、改めるべきではないか。入所者たちは厚生省(当時)前での座り込みやハンガーストライキなど必死に運動しました。しかし、マスコミに大きくとりあげられることはなく、政府は入所者たちの声ではなく、隔離政策を主張する医師たちの証言を取り入れ、「癩予防法」を引き継いだ新しい「らい予防法」が成立します。強制入所、従業禁止、通告義務、外出禁止、所長の懲戒検束権など人権侵害ともいえる政策は維持・継続され、その後43年もの間放置されました。
- 1954** ● **竜田寮事件(黒髪校事件)**  
(昭和29年)  
 熊本県のハンセン病療養所「菊池恵楓園」の入所者の子どもが通う保育所「竜田寮」から感染していない児童4人が地元の黒髪小学校に入学することになりましたが、PTA等の反対で入学を拒否されました。その子どもたちから病気がうつるのを恐れて、登校拒否や授業拒否などを行ったのです。当時、ハンセン病患者の子どもは「未感染児童」と呼ばれていました。
- 1960** ● **WHO(世界保健機関)が差別法の撤廃と外来治療を提唱。**  
(昭和35年)
- 1963** ● **第8回国際らい会議で、無差別の強制隔離政策は時代錯誤で廃止すべきと提唱される。**  
(昭和38年)
- 1981** ● **WHO(世界保健機関)が多剤併用療法を推奨。**  
(昭和56年)
- 1988** ● **療養所のある岡山県の離島と本州を結ぶ<sup>おくながしまおほし</sup>邑久長島大橋が開通。**  
(昭和63年)  
 岡山県瀬戸内市の離島、長島に、入所者たちの強い要望で16年の歳月を経て橋が架けられました。この橋により、療養所と社会が1本の道でつながり、交流できるようになったことから、「人間回復の橋」と呼ばれています。
- 1996** ● **「らい予防法の廃止に関する法律」制定(「らい予防法」廃止)**  
(平成8年)  
 この法律には、「らい予防法」を廃止することと、ハンセン病療養所の入所者に対して、現在国が行っている医療・福祉・生活の保障を維持・継続することが明記されています。「癩予防ニ関スル件」から約90年間続いた隔離政策に終止符が打たれました。「らい予防法」の見直しが遅れたことなどについて、厚生大臣が初めて謝罪をしました。
- 1998** ● **「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟」提起(熊本地裁)**  
(平成10年)  
 当時の厚生大臣は、法の廃止が遅れたことのみを謝罪し、これまでの人権侵害に対する補償や社会復帰などの支援策はありませんでした。これに対し、菊池恵楓園(熊本)、星塚敬愛園(鹿児島)の入所者13名が国のハンセン病政策による人権侵害の事実認定と謝罪および補償を求めて裁判をおこしました。

2001  
(平成13年)

● **「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟」原告勝訴の判決**

2001年(平成13年)5月11日、原告側の主張をほぼ全面的に認める判決が出されました。国は控訴せず判決が確定しました。

● **「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」成立**

金銭補償、名誉回復や福祉対策の向上を国の責任で行うことなどが盛り込まれました。

2002  
(平成14年)

● **全国50の新聞紙上に厚生労働大臣名で謝罪広告が掲載される。**

2003  
(平成15年)

● **熊本県で療養所入所者の宿泊拒否事件**

熊本県が計画していた「ふるさと訪問事業」で、県内のホテルが菊池恵楓園入所者の宿泊を拒否しました。それが報道されると、社会から怒りの声が起きました。しかし、ホテル側の形式的な謝罪を入所者らが拒否したことが報道されると、一転して被害者である菊池恵楓園入所者自治会等に誹謗、中傷する電話、手紙、ファックスが殺到しました。ほとんどが匿名です。ハンセン病に対する理解不足と、偏見・差別の根深さを改めて痛感させるものでした。

2005  
(平成17年)

● **「ハンセン病問題に関する検証会議」最終報告書**

全国のハンセン病療養所を巡って26回にも及ぶ検証会議が行われ、被害の実態が明らかになり、再発防止への提言が行われました。最終報告書は、ハンセン病患者・元患者、家族の方々に対する長きにわたり深刻な人権侵害を引き起こしたことに関し、国の責任のみならず、医療界、法曹界、マスメディアなど多方面の責任を指摘しています。

2008  
(平成20年)

● **「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(ハンセン病問題基本法)」成立**

ハンセン病回復者が地域社会から孤立することがなく、良好かつ平穏な生活を営むことができるようにするための基盤整備、偏見と差別のない社会の実現、福祉の増進、名誉の回復等のための措置を講ずることについて、国や地方公共団体の責務が明記されました。

2016  
(平成28年)

● **「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟」提起(熊本地裁)**

ハンセン病患者に対する隔離政策が、家族に対する差別を助長したとして、ハンセン病回復者の家族が国家賠償を求めて裁判をおこしました。

2018  
(平成30年)

● **「旧優生保護法国家賠償請求訴訟」提起(仙台地裁)**

宮城県在住の女性が国に対し賠償と謝罪を求めて全国で初めて裁判をおこしました。これをきっかけに全国で訴訟が相次ぎました。

2019  
(令和元年)

● **「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟」原告勝訴の判決**

● **「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」成立**  
● **「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」成立**



ハンセン病家族訴訟の熊本地裁前での勝訴発表2019年(令和元年)  
(提供:国立ハンセン病資料館)

2024  
(令和6年)

● **「優生保護法国家賠償請求訴訟」原告勝訴の判決**

最高裁大法廷は、旧優生保護法を違憲とし、国に賠償を命じる判決が確定しました。

● **「旧優生保護法に基づく優生手術を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律」が参議院本会議で成立**



伝えたい

# 高知県出身の回復者の声

interview



の むら ひろし  
**野村 宏**さん (大島青松園)

私が大島青松園に入ったのは昭和27年6月19日、16歳でした。中学校3年生の時に<sup>だいたい</sup>大腿部に栗まんじゅうのようなあざができてね。それがハンセン病の始まりやったんですね。卒業してからすぐにこちらの方に来るように言われてきたんです。県の予防課のA先生がうちに来て、「今、プロミンといういい薬があるけん、(大島に)行って1年ばあ治療すりゃあすつともんでくれる。まあ行ってこいや」言うて名刺をもらってね。そうじゃなきゃ強制収容ですぐに入所させられるんですがね。

私がここに来たとき、お袋はちょうど50歳くらいやったんですよ。私が家を出る時にですね、兄と二人がもうどっかに旅行でも行くつもりで出たんですけど、お袋が髪を振り乱して気が狂ったようにバスのあとを追いかけてきたんですよ。『どうしたんじゃろ、お袋は。今日はえらい様子が違うが』と思っておって、あとからきいてみると私が入所するときにいろいろなところで、大島に行ったら注射で殺されるとか、もういっさい帰って来れんようになるとか、そういうようなことを聞いておったらしいんですね。

私が入所した27年当時は、まだ療養所というのは名ばかりで収容所でした。職員の数というのはものすごく少なくて、園内の維持管理というのはすべて軽症者によって<sup>まかな</sup>賄われておりました。園内でいろんな作業をやらされました。住居の方は24畳の大きな部屋に12人収容されて、そこに寝泊まりしていた。自分がいるところ



というと畳2枚分しかない。そこで夜寝るのも食事するのも全部みんなが一緒、そういう生活でした。最初ここに入ってきたときには本当にもう、絶望というか、最初はね、私もこんなところに来るとは思っていない、軽い気持ちで来たんですけどね。中に入ってみると、みんなが1年たったら帰れるとか、1年半で帰れるとか言って連れてこられて、もうここに入ったら出ることはできないと言われるし、おまえも、1年半とか2年とか、そういうことを言われたんかと言う。だから騙されて連れてこられた。そういう話を聞くとね、本当につらかったですね。中に入って本当にもう帰れないということがわかってしまうと自分で身を投げる人もいっぱいおりました。本当に悲しい島でした。職員はたった52人、看護婦さんは18人しかいない。食事を作ったり、食事を配達したり、道が悪くなると<sup>どかた</sup>土方のようなことをさせる、下水とか汚水の処理も天秤棒を担いで運びよったりね、介護・看護そんなにも軽症者に不自由な人たちの介護・看護をさせておった。亡くなると火葬も入所者がやっておるし。

火葬するためには当時<sup>まき</sup>だったら薪もいる。その薪を作るのに山から大きな松の木を切ってきて、

それをのこぎりでひいて、薪にして。1人に30かん、今でいうと100キロ。その薪を常時10人分ぐらい確保しておかんと間に合わんですから。それだけ亡くなる人も多いし、生の薪は燃えんですから。

プロミンをやったら治る言うて、私が来た当時もそうやし、ずっとみんなやとったですね。私が来たときには700人くらい患者がおりましたからね。その700人のなかで、だいたい500人ぐらいは毎日注射しとったんですね。注射する看護婦さんはたった2人しかいない。「治療助手」言うてね、手も足もよかった(=障害がなかった)もんですから手伝いに使われたんですけどね。その汚れた注射器をごしごし洗って、沸騰する容器の中に入れて消毒して、時間がきたらあげて、その注射器にまたアンプル切って入れて看護婦さんにやる(=小瓶に入った注射薬を注射器に入れて看護婦さんに渡す)。で、汚れたらまた洗う。だから1本の注射器で1日に何人やったかわからん、そういう状態がずっとあった。注射器も1日に何人もやると針も刺さらなくなるんですよ。それをどうしたかというとな、砥石といしで研とぐんですよ。刺さるまできれいに研いで。そういうことをずっとやらされましたね。包帯やガーゼも全部、古いやつも使いよったからねえ。そりゃひどいもんでしたよ。包帯なんかも使った後全部1カ所に集めてそれを患者作業をする人がきれいに束ねて大きな洗濯機にかけて、ほんで大きな釜に薪でお湯を沸かして煮沸消毒して、外に干して、それが乾いたら今度は包帯を巻く作業の人がおってね、小さい切れっ端をついで長くして巻くんですよ。その巻く器械も作業場で患者が作ってね、それで大きな包帯にする。ガーゼはガーゼで洗って、大きな釜で煮沸消毒して、板の四隅に釘を打ってそれ

にガーゼの角をひっかけて伸ばすんですね、それを干して、患者の包帯交換の時に使ったりね。

私たちの病気というのはね、末梢神経がいかれてしまって熱いとか、痛いとか、寒いとか、そういうのがわからなくなる。そういう人たちに作業をさすんですから、傷を作っても、痛くもかゆくもない、熱くもないから、ついつい作業をしよってそこからばい菌が入って、悪化して切ってしまう(=切断してしまう)、そういうふうにして病気を悪くした人がものすごいよけおったですね。こんなとこに長くいると家から仕送りしてもらおうわけにもいかんし、ご飯は食べさせてくれるけどお金は一銭もない。作業をするとね、作業賞与金ほんどってお金をくれるんですね。本当に安い金ですけど。その金が欲しいためにみんなが無理をして仕事をしておった、そういうこともありますね。その作業賞与金ほんどっていうのは、あとでいろいろ調べてみると、刑務所に入っている人たちに払うお金を作業賞与金というらしいんですよ。それと同じ金を我々はもらっておったんですね。

療養所というところに入ったら療養できるもんだと思っていたらそうではなかったですね。本当に自由がなかった。

昭和32年に家内と結婚したんですけど、結婚生活と言いましても21畳の部屋に4組が共同生活なんですよ。お金もないですからカーテンで仕切れることもできん。ですからそのまま四隅で寝ておる。1年半くらいそういう生活でしたが、家内が妊娠してしましまして、そして墮胎だたいされたんですね。あのときの悔しさは今でも忘れることができない。家で泣くわけにもいかないから山のてっぺんまで行って泣いたことが今でも思い出されます。

その当時はね、園内に年いった人(=年をとった

人)があんまりいなかったんですよ。これは助け合っていてか、やとでもじゃないけど長生きできんと思うて、2人で支え合うつもりで一緒になった。今こうやってお互いが元気でおられるのは、2人が支え合って前向きに生きてきたから今があるのかなあと思う。

「らい予防法」という法律は本当に長すぎた。平成8年に「らい予防法」が廃止になって、平成10年の夏に九州の13人の原告がらい予防法は廃止になったけど、我々を90年にわたって療養所の中に閉じ込めたのは国の憲法に違反してないかと、国を相手に訴訟を起こしたわけですよ。十数人の弁護士さんが来られましてね。で、今の自治会事務所で集会を開いた。曾我野さん(高知県出身)が放送をしてみんなに呼びかけたんですね。だから20人ぐらいの人が集まったんですよ。その時に見せてもらったのが国の答弁書なんですね。強制収容した覚えがないとか、強制的に作業させた覚えはないとか、墮胎とか。手や足が悪くなったのも強制作業の後遺症ですからね。だから戦おうということになって大島でも56人が立ちあがったんですね。だから熊本の裁判で平成13年5月11日に判決をうけるんですけど、その中の56人は大島青松園の原告だったんです。

その当時、曾我野さんが「国を相手に訴訟をおこすんだから国の設備を使うわけにはいかんから、園内放送を使うわけにはいかん」ということになって、5人の連絡員というか世話係を作ろうということになって、1人が10人くらいを受け持って連絡をとるんですね。その連絡員の5人のうちで生きておるのは私1人になりました。他の者はみんな亡くなってしまったんですよ。5月21日と22日には小泉総理の官邸前まで行って控訴しないでくれと訴えて2日間座り込みまでしたんです

けど、あれは本当にいい経験になったし、あのときの喜びは本当に、万歳ほんとしましたね。うれしかったですよ。

一番びっくりしたのは、国の法律というのはこれだけ力があるものかと思ったんですよ。らい予防法が廃止になって一番変わったのは大勢の人が来るようになった。施設見学がものすごく増えたんですよ。らい予防法という法律は、「患者の中に子供たちを入れたらいかん、病気がうつるから」そう法律で決めとるわけやから、ほりゃ来やせんわね。廃止になってからどんどん、どんどん毎日のように来るんですよ。これだけ変わるもんかと、うれしい悲鳴というかね。

それと、一番うれしいのはらい予防法が廃止になってからね、外の病院に行って治療したり手術をしたりすることができたんですよ。それまではね、おおで大手を振って外の病院に行くことは絶対できなかった。それは国の法律やから。らい予防法という法律があって中に隔離しとるんやから、そういう病人を受け取ってはくれん。今のように入ってもらえるようなところはなかった。らい予防法が廃止になってからの変わり様は本当にすごいもんじゃなあと思うて。これほどらい予防法というのは力があつたもんかと。

8人兄弟で私一人が病気になったもんですから、お袋が私を大事きじょうにしてくれましてね。気丈な人で、90歳過ぎても自分一人で生活しておったんですよ。98ぐらいになって弱ってきたんで、「もうトシやし、兄貴らのところに行って面倒みてもろうたらどうや」って言うと、「わしがこの家におらんとおまえさんたちがもどってくるところがなくなるけん、お居らな。もうちょっと頑張らないかん。」言うてね、お袋はそんなふうおに考えとったんかと思うて、母親というのは本当にありがたいなあと思う。

お袋が元気におったんで私は家の方に帰れたんですね。大島青松園に入ってからいっぺんも家に帰ったことがない人もおる。私の家内もそうです。昭和32年に大島に入ってから一度も家に帰ったことがないんですよ。あとから分かったことなんですけど、兄弟みんなが私の家内はいないことにしとった。だから家に帰るとお袋はうちの家内をととても大事にしてくれた。

大島に来る子ども達にも言うんですよ。普段はほんと本当に母親はうるさい存在かもわからんけど、いざとなったら親というのはやっぱり大事やから言うて。わしはこういうつらい思いもしたけど母親のおかげで家の方に帰ることができたし、(兄弟との)絆がずうっと保てよる。

あと1週間で満100歳いう平成14年の3月に亡くなったんですけどね。もう死ぬ間際になってね、言った言葉がね、「お前さんもあの小さいときから島に連れて行かれてほんと本当にもう苦勞したけど、家に居おった兄弟もわしもそうやけど、本当にもう差別とか偏見とかいう、それに苦しめられた」と、ひとさま「人様の前では笑顔は絶やさんかったけど、自分独りになるといっつも泣きよった」と、「みんなもう肩身の狭い思いをして過ごしてきた」言うて。

「今こうやって総理大臣が謝ってくれるような世の中になって、治療もよくなってよかったなあ、あのまま大島に行かんと家におったら、とうの昔に死んでしもうとるやろう。そこらへんはやっぱり感謝せんといかんのう」いうて母親に言われましてね。

大島青松園もたった32人になってしまって、あと数年したら誰もいなくなってしまう。そういう時代になってきたんですよ。

皆さんに一番知ってほしいのは、大島青松園に来るとハンセン病の患者がまだおると、そう

思っている人たちがいっぱいおるんですよ。そうではないんです。菌はもう50年前に無くなった人ばかりで患者はもういないんです。おかしいことに、私が入所した当時は各県に結核の療養所がいっぱいあった。それはもうなくなってしまった。結核は菌が陰性になったら治ったものとして扱ってくれるんですけど、ハンセン病はそうではなかった。らい予防法が廃止になって、いつ帰ってもええよと言われたけど、年を取って、こんなに不自由になったら、どこにも行くところがない。帰る場所もなくなってしまった。帰ってもどうせ施設に入るんだったらここで最期を迎えたいし、(納骨堂に)我々が入るところも作っているわけよ…そういうことがあって今もお世話になっている。

ハンセン病患者に対する強制隔離や非人道的施策はひどいもので忘れることはできない。ハンセン病に対して正しい知識をもって、理解してほしい。

我々は子ども達によく言うんですね、昔、こういう病気のためにこういうところに連れてこられて、自由を奪われて生活しておった、そういう人たちがおったということが、これから先、何かの役に立ってもらえればありがたいし、それを一つの教訓にしてもらいたい。



しば きみ  
柴 喜美さん (大島青松園)

— 故郷の皆さんへ伝えたいこと —

私は、大正14年1月、高知県に生まれました。ハンセン病の発病は10歳くらいだったと思いますが、最初に水虫みたいなものができ、何年か後にこの病気らしい症状が出て間もなく高知市内の皮膚科に回され、そこで「らい病」の宣告をされました。そのときのショックは今も忘れられない思いで残っております。すべてを失う絶望の淵にありましたが、治療すれば治るという慰めの言葉に望みを持ち治療のできる所を探しました。当時、この病気にかかわるのは、国では内務省、地方は警察でした。そこで(村には)保健所がないから警察に行って、「聞いたり、探してほしい」とお願いしたのですが、なかなか調べてもらえず、入所手続きもしてもらえませんでした。そうしているうちに、やけどをしたこともあっていよいよ入所を急がなければならなくなったのです。

末しょう神経がまひをしているので、自覚症状があまりなく、やけどをするのです。どこでどうやけどをしたのかさえ分からなかった。湯なんかだったら、割合治りが早いのですが、結構きつい火が当たったのだと思います。やっ、自分でこの療養所を探し、おじに連れられて大島青松園に来ました。昭和16年、17歳の5月でした。

ここに来た時はまだ傷があり、まず外科で治療をしました。入所時の検診で「ハンセン病」だと再確認し、治療が始まりました。あの頃は勉強よりは働く人手を確保するのが一番大事な時でしたから、尋常小学校6年を卒業して、すぐに働きました。勉強しなかったことを後々ずっと後悔しましたが…。

ハンセン病と言っても症状がいろいろ違い、まゆ毛が抜けたり、鼻が詰まったり、鼻が欠けたり、一番最初はまゆ毛が抜け、そして頭の毛が抜けたりというふう<sup>しっせい</sup>に進行していきます。湿性らいと乾性らいの二通りあって、私の場合は乾性らいだから、手が悪くなる、足が悪くなる、顔面神経痛で少し口が引きつるといような症状が出ました。大島青松園では昭和33年にプロミンの試薬で治療を受け、効果の表れた人もいましたが、私の場合はあまり効果は表れませんでした。治療は5年くらい続けたと思います。療養所に来てからの心の安らぎは、キリスト教を信じることによって得ることとなりました。

昭和16年の5月に入所してから、郷里には時々帰省をしました。「一時帰省願書」というのを出して、1週間という期間帰るのですが、再度願いを出せば2週間までは延長できたと思います。半世紀も前のことですから遠い昔の話です。当時は、両親も健在でしたので1年に2回くらいは帰っておりましたが、今では両親も亡くなり、帰ることもなくなりました。

昭和22年に結婚しました。当時は夫婦寮はなく、夕方になると女性の部屋へ男性が通い、朝になると自分の部屋に帰るとい通い婚でした。大部屋で独身の女性もいる部屋へ男性が通うわけですので、非常に気を遣いました。これ以上ないくらいの人権を無視した状況でした。そんな中で、昼間は作業をしたり、趣味に取り組んだり、読書をしたり、同じ部屋の者同士で話をしたりして過ごしていました。

結婚生活は22年あまりで妻が亡くなり、また一人の生活となりました。当時は「帰りたい!」という気持ちは強いけれど、やっぱり病気が落ち着かないと…。健康であれば何でもして稼いで

外で生きていくわけだけど、健康でないとうりにもならない。やっぱり療養所の中で暮らさなければならぬということだ。

1996(平成8)年に90年という長い隔離政策を続けてきた「らい予防法」が廃止。3年前、鹿児島県の星塚敬愛園(と熊本県の菊池恵楓園)で、わずか13人の原告団で起こした「ハンセン病国家賠償請求訴訟」が全国の在園者に波及し、2千人あまりに増え、昨年(=平成13年)の5月11日の判決では全面勝利となりました。今から40年くらい前には、「もう、こういう隔離をする必要はないのではないか?」という時代もあったのですが、国は何もしなかった。なすべきことを何もしなかった。この違憲訴訟はそこが一番大事なところだったと思います。

来年(=平成15年)は私も77歳で喜寿を迎えます。今から外へ出て生活をすることもできないし、家族とも長く別れていると、何となくしこりはあります。私にも兄弟がいますが、もう孫の世代になって知っている人も少なくなり、そんな所へ帰っても果たしてとけ込んで暮らしていけるのかというところ…。

現在は治る病気となったハンセン病。早期に治療すれば後遺症もなく治癒される。結核もそうですが、ハンセン病も早期発見、早期治療が大事です。

私も、ここへ来て病気のことをよく知るようになりました。手にはよく傷をしますが、この病気は足に傷を作ると治らない。痛くない、まひしているので無理をします。歩くと治らないので、悪化して切断する人もいます。足を一番大事にしなければいけないことは、長年療養所の経験の中で教えられたことだと思っています。

昭和34~35年くらいまでは、列車にもなかなか

乗れなかったものです。今の療養所は開放医療になって、私にとってはこのほうが生活しやすい状況になっています。

だから、今のところはよほど条件が変わらない限り故郷に帰るという気持ちはありません。やっぱり家庭のことも考えたり、年齢的にも自分のこれから先が見えた状態ですから療養所の統廃合がないことを願うばかりです。長く隔離されてきた私たちの療養所も、らい予防法廃止後は訪問者が多くなって本当にうれしいことです。解放されつつある療養所の実情をよく見ていただき、病気に対する正しい認識を深めてほしいと思います。

最近、高松や庵治<sup>あじ</sup>の中学生・高校生が大勢来ます。少人数の班に分かれて意見交換をしたりするのですが、若い人に正しい認識をもってもらいたいものです。古い人たちは因習とか差別が1回入ったら抜けません。ここに来る若い学生たちが、正しく知って理解していけば、きっと差別はなくなっていくことと思います。高知の中学、高校生にもぜひ交流にきてほしいと願っています。

2002(平成14)年1月30日高知新聞より転載



風の舞 ▲

平成4年、約1,000人のボランティアの協力で作られたモニュメント。亡くなられた方を火葬し、納骨した残りの遺骨が納められています。「せめて死後の魂は風に乗って鳥を離れ、自由に解き放たれますように」という願いが込められています。

## 0さんの語り (大島青松園)

大島に来たのは18か19歳で、まあ若かったし、ほんまに子ども心で。一つ言えば、わしの親父がもう年がなんぼくらいやったかな、63、65歳くらいやったと思う。昭和22年頃やったと思うんじやけど、その頃は戦争も終わって、やっとこれから日本も良くなるんかなーという時期やった。中学3年を卒業して、もう学校も卒業したし、これから何をしようかなと思っていた時期やった。四国の山の中において、川に行つて魚も捕つたりして遊んだ記憶が浮かんでくる。私が一番残念なのは、県の予防課におつたA先生が診察して、「僕が診<sup>み</sup>た限りではO君はハンセン病になつとるけん、香川県にハンセン病の療養所があるので、早くそこに行つて早く治療してもらつたらどうだろうか」つて言われたことや。A先生という人は、後から聞いた話では、最初、大島青松園において、それから県庁に来た先生らしくて、らい患者のことをよく診察してくれて、患者の実家にも行つて面倒を<sup>じか</sup>みたり、直に話をしてくれたりする先生やったそうじや。俺もハンセン病という病気のことを詳しく知らないので、A先生に「先生、これから先どうしたらいんだらうか」つて話したら、「それはO君、1日も早く行つて、今は昔と違っていい薬もあるし、できれば早く行つてくれよ」つちゅう話を山の中でしてくれたことを昨日のこのように思い出すのう。こんな話をしてからもう半世紀以上が過ぎてしもうた。ほいで、「何でわしはこんな病気にかかつたんだらうか」つちゅう話を、わしの親父<sup>おやじ</sup>としたんじや。あれは何処ゆうたかの。何とかいう大きな山の向こうからまだ小さかつたわしの面倒をみてもらうために、向こうも生活に困つとるけん、

ねえねえ(=子守り)に来てもらつとつたようじや。どうもその人がらい病だつたようなんじや。わしはおやじに「おやじは何で自分のところにその子呼んで世話をしてやつたんか。おやじが馬鹿みたいにそんなことをせんかつたら、わしが病気になることも無かつたじやろうに」言うて話したことがある。わしはどうしてもこの病気になつたことが頭から離れんけんのう。今でも時々そのことを思い出して考えるときがある。

親父は<sup>らい</sup>癩なんかい病気はそんなに人に<sup>うつ</sup>伝染る難しい病気じやねえと思つとつたみたいなんじや。まだ子どもが小さいし、同じ屋根の下で生活して居れば、伝染するんじやないかつちゅうようなことは、あんまりおやじは深々と考えたことも無かつたようなんじや。「おやじはお人好しの貧乏<sup>ふこ</sup>じやあ。どうしてもうちよつと深う考えてくれなかつたんならあ(=考えてくれなかつたのか)」と思つて、夕食を食べながらその話をすると口げんかになりよつた。

園に来てからいうたら、長くなるけんど、俺、半年かそこらは、毎日西の浜に行つて高松の街ばかり見つめておつた。そうしとつたら、他の連中が「毎日毎日、松の根っこみたいなところに座つて何をしよんや」つて言う、「おら、何ちゃしよらん」。まあ、そんな日が6ヶ月くらい続いたのう。最初はもう「高松の港に上がったら、もう歩いてでも<sup>い</sup>帰ぬ」、そう思いよつた。そうこうしよる間にだんだん日にちが経つてくると気持ちが和らいで。知り合いもできてきたし、あんまり今までのように西の浜に行かんようになってきた。ほんで部屋に帰つて、みんなと一緒に飯を食つたりする。まあ、あの当時はまだ<sup>こ</sup>此処が<sup>こ</sup>麦飯を食わしよつたわ。それでも「これはもう、行きつくところまで行きついたのう」思つて、みんなと一緒に麦飯

を食べながらそう思いよった。

それからそういう時期がだんだん過ぎて、年も20か21歳くらいになってきたし、みんなと一緒に「いっぱい飲まんか」言うて、飲み友達も増えてきて、ほんで、みんなとやいやい言いながら、酒飲んで。酒飲んで喧嘩する者もおったしのう。まあ、ここへ来てから半世紀以上の年月が経つんやのう。それからだんだん年取ってきて。

毎日、毎日もう真っ黒になって、海に行って潜って、タコを捕ったり、サザエを捕ったりして過ごしたことを今だに思い出すのう。あの頃は若い者が沢山おったし、タコとかサザエとかをつまみながら酒飲んでいろいろな話をしよった。みんなが寄ってきたら、「おお、食べんか、食べんか」言うてバケツに1杯も2杯も焼いて食う。日本酒飲んだり、焼酎飲んだり、もう、わや(=無茶苦茶)や。そんなことしよりや、酒買う銭が無くなったもんじゃけえ、「おやじ、おらもう何ちゃ買う銭がないけん、酒代でも送ってくれや」言うて飲んだ。ほんで、毎日毎日酒ばっかし飲みよったら、「もう長生きはせやせんぞ。飲むなどは言わんけん、もうちっとほどほどに飲まな駄目」いうて親父に怒られたことを覚える。若いけん、毎日あの頃は若い者が沢山おって、いつも面白かったのう。他のことは、えらい目ばかりして面白ことなんか一つもなかったけんどのう。大島に来てからは、酒飲んだり食うたりしたことが一番の思出やのう。他には何ちゃ無い(=何も無い)。

わしは此処に来て、色々なことがあったけんども、人間は何処に行っても苦勞はある。大島に来てから、独りで住んで居るのは、まあ呑気といえど呑気。「何ちゃあ心配事が無かろうが」言われたこともある。今考えてることは、やっぱり、人間は健康でなかったら駄目。健康であつたら

何でも自分で出来るし、人の手を煩わすことはない。健康というのは素晴らしいと思うのう。今思い起こすと、若い頃、30歳頃が一番楽しかったな。34~35歳あたりになってくると、人間に欲が出て、「外へ行って、親が生きとるうちに何か仕事でもしようか」いうような気持ちになった。やっぱり若さがないと駄目な。年取つたら、若さがあつたら何でもやろうと思って自分から希望持っておれるけん、だんだん年を取るにしたがって「あれしよう、これしよう」いうような希望がだんだん無しになってくる。お互いに此処に居る患者さんたちはみんなそうだろうけん。「俺はなして(=どうして)此処に来て、くよくよだらんこと考えて、どうして此処に住んでおらな駄目だろうか」と考える。親父もそうこうしよるうちに年取ってきたし、甥らはだんだん大きくなって働けるようになったけん、それは心配せんでもよくなってきたけん。一番駄目のは、わしらの住んどった家がだんだん古うなつて来とつた。そうやけん、親父が元気なうちに、家を1軒建ててやろうかと思った。まあ2~3年もあればできるだろうと思うてのう。Tという親方にその話をしたら、「帰ってくるんなら、2年でも良いけん帰ってきて家のことしてやれや」言うてくれて。「するにしても、銭が無かったら出来へんが」いうたら「あんじょう(=良い具合に)貸してやるけん、どうにかなるわ」言うてくれて。そうこう考えとるうちに親父が死んでしもうた。親父は80歳過ぎて死んだがよ。「そうか、おれの親父はずっと一人身やったけど、いろいろなことを考えてやってきたんだらうなあ」と、そんなことを思いよつたら、「よし、親父は80何歳で死んだが、俺は頑張つてハンセン病という病気であつても頑張つて生きようかな。誰でもそうやけど、人間は死んでしもうたら何ちゃにならん。

そこらに転がってる石ころと一緒になるわ」と  
思うて考え直して生きることにしたがよ。

年取って50歳ちこに近うなってきたら、「実家に  
帰っても大したことは出来ん」思うて、防波堤で  
独りでいろいろなこと考えて、諦めた。

特にえ良いことも無かったけど、これと言うて  
悪いこともなかった。今日まで生きておって、  
こんなことがわしの最後のちっぽけな喜びで  
あるかもしれんな。若かったら（故郷に）帰り  
たいわ。まだ30歳ぐらいたったら帰りたい。

「大島青松園で生きたハンセン病回復者の人生の語り  
（2015年12月15日発行）より、一部抜粋して掲載

## Kさんの語り（大島青松園）

10歳頃までは何不自由なく暮らしていたことは  
覚えているね。どうも小さい頃は可愛かったみた  
いで「ちょっとこの子貸してくれ」言うて奪い合う  
ようにして子守りしてもらいよったげな。自分の  
一番良い思い出は11歳までやと思う。子どもの  
時が一番、幸せだった。発病当初は「何が何でも  
治いかんさんと駄目」と思ったんよ。で、大風子たいふうし（=大風子  
油）を自分でこ買うてね、打ちよったんよ。素人が  
注射するんじゃけん、化膿してばかり。2、3回  
してやめた。今も痕あとが残あつとる。ほんでね、この  
病気やったら〇〇教がいいとか、四国遍路が  
いいとか石鎚いしづちさん（=日本七霊山の一つ霊峰石鎚  
山）に参まつたらいいとか、お猿の頭を煎じて飲ん  
だら治るとか、いろんなこと言うてくれる人が  
居おるわ、親切か何かしらんけど。〇〇教は家から  
一里もない所にあるけん、だいぶ続けて行えった  
で。「このノートに書いとることを暗記したら良い」  
って言われて、行き帰りに暗記した。治ると信じ  
てね。半年くらい通つたら、「近畿の本部へ行って  
くれ」って言い出したんよ。それで、おかんが「もう  
此こ處こでは駄目、行つても無理や」って言い出し  
たんよ。ほんでもう、「それなら療養所に行くわ」  
言うたんよ。ここに居おつても金ばかりいるんで。  
裕福な家でもないしね、うちは。それで大島に  
来たんやけど、一番最初は「高松は綺麗な街や  
なあ」と思った。ほんで「大島もきれいな島やろう  
なあ」って思しつて入いつてきたら中はひどいもん  
やったなあ。当時は部屋に入つたら畳は真っ黒  
で、じと〜と湿しつけた感じ。畳の縁のない柔道の  
畳しみたいなのやつなんよ。ほいで汚しかったで。朝、  
布団あげたら、みんなほうきで「1、2の3」で箒で掃く



んよ。箒で掃いたら真っ白い埃で敵わなかった  
(=耐えがたかった)。「こんな所に居れん、  
帰る。」言うたぜよ、母に。けど、帰るいうても、そう  
いうわけにも駄目し。それは辛かったけどね。

ここへ来たときは茫然自失っていうのかなあ、  
何も考えられなかった。とにかく帰りたいんよ。  
「こんなとこで死んでたまるか」いう気持ちやった  
けどよ。気持ちはあっても病気が騒いでいく  
きにね(=病勢がひどくなる)。諦めるしか  
なかった。最初は3ヶ月は無理でも、3年したら  
帰れるやろって思うとったんよ。だけど、子どもなり  
に辺りを見よったら、全然帰る人が居らんよ、  
帰れる人がね。みんな自然と体が悪くなっていく  
んよね。「みんなこんな悪い状態になって何時まで  
命があるのかな」って思いよったよ、子ども心にな。  
ほんで、納骨堂があるやろ、火葬場もある  
しな。療養所っていいながら納骨堂もちゃんと  
備えてる。あれ見た時、「もう灰になるまで帰れん  
のかな」と思ったね。少年舎に来た時ね、男女  
あわせて14~15人おったと思うよ。みんな勉強  
するんよ。偉いなあとと思った。今さら勉強したって、  
何になるかと思ったけど、やる人は勉強しとった、  
一生懸命ね。

中学校を卒業したら一般寮に下がらな駄目く  
なるんよ(=一般寮に移動することを「下がる」と  
いう)。下がった部屋がまた汚いんよ。24畳で15~  
16人居ったかね。若い時は腹立ったでよ。「これが  
療養所か、これは収容所じゃないか」と思って。  
子どもの時はそんなんは思わんよ。20歳過ぎると  
仕事ばかりやろ。それも強制的やろ。治療する  
ところや思って来とるのに、これじゃ療養じゃない、  
収容所やと思った。傷があるのに仕事せんと駄目  
から、傷が悪化して切断せんと手に負えんように  
なって、指がどんどん短くなるしよ。昔はね、1~

6病棟まであったんよ。6病棟が一番重症で、  
ひどくなるとそこに送られるんよ。6病棟には  
みんな(患者作業に)行きたがらんやけど、  
順番に行かなきゃならんよ。病棟看護に行っ  
とったら食事どころじゃないけん。15日間、ぶっ  
通しで行くんよね。15日で1ヶ月分の賃金くれる  
けど、元気な者には強制的にまわってくるんよね。  
(患者作業のうちで)一番きついのは病棟看護  
やなあ。昔の看護婦さんは冷たかったで。平均  
的に冷たかったね。ものが言いにくかった。医者も  
患者区域には入って来んもん。入ってきても、  
帽子にマスクして、目だけ出して、予防着を着て、  
長靴まで履いて。家の中に土足で上がってきた  
時代やもんね。土足か、土足じゃない時はつま先  
歩き。汚い所を歩かんでもすむように。こっちは  
新聞敷いて待ちよる。

僕らが入ってきた昭和23、24、25年頃は棺桶が  
1日に2つも3つも並んどった、厳しい時やけん、  
食事も悪いしね。吊って悲しいとか、そんなんは  
全然なかった。中には悲しんでいる人もおったと  
思うけど。「こうやって死んで火葬して納骨堂に  
入る、それも有りかな」と思いよった、深く  
考えんと。ほんで僕らも若かったしね、湯灌も  
した。部屋に順番にまわって来るのよ。「今日何  
寮の〇〇さんが亡くなったき、同じ寮の者が  
行ってくれ」って。僕らも相当、湯灌したでよ。30体  
以上したかな。今はきれいに化粧までしてくれる  
けどね。もう、石ころみないなもんよ。あっちこっち  
棒擦り(=デッキブラシ)で擦るんよ。洗う言うても  
手で洗うんやない、棒擦りよ。物よ、死体いうたら。  
ホースかバケツで水をジャンジャンぶっかけて、  
擦るんよ。「もし自分が亡くなったら同じこと  
される」とか、それは全然思わん。あの頃の自分は  
バチが当たるようなことはせんけどよ、まあいい

加減やったなあ。「ああ、またかー」って言いよった。700人もおったら亡くなる人も多いで、1日に3つも棺桶が並ぶ時あったしよ。座り棺に入れて、それを運んでいって、夜伽(=<sup>よとぎ</sup>お通夜)して火葬して葬式するのよ。患者が全部するんよ。

自殺者も多かったね、首つり。毎回、探しに行ったでよ。放送がかかるじゃろ「○○さんが<sup>お</sup>居らんけん探してくれ」って。探しに行くやろ。なんぼ見つけたことか。ドキッとするで、見つけた時は。そうやって命を絶った人も<sup>お</sup>居る、悩みに悩んでね。自分が崩れていくんを見よったら、将来を悲観するんよね。俺も<sup>しま</sup>終いには「考えたってしょうがない」と思うたけど、それまではやけくそになって、酒もかなり飲んだでよ。もう、帰れんをやけん。所帯持ちの方が多かったね、死ぬんは。やっぱり子どものこととか、いろんなことを心配するんじゃろね。こっちも病気やき可哀想なんやけど。小さい子を置いてきたりしたらつらいわな。男の親にしても女の親にしても、やっぱり家のことが心配やんね。

中学校の時に発病したけんねえ。「もう家に帰れんし、家もだんだん遠のいていくなあ。妙な病気にひっかかったもんやなあ」と子ども心に思うて、しばらく自分なりに考えた。一番考えたのは家のこと。「俺がこんな病気になってしもうて、どんなになるんやろ」って思った。当時よく言いよったやん、「村八分」とか。あんなにならへんかなとか思いよった。心配事は家のことばかりやね。こんな兄貴がいるからいうて弟や妹がグレたらどうしようかなと思って。20歳で自分が結婚したんやけど、そしたら妹と弟がもう年頃やけん「結婚できるかな」とそればかり思うてね。「こんな病気になった兄がおって、嫁に来て

くれる人が<sup>お</sup>居るんやろか。妹をもらってくれる人が<sup>お</sup>居るんやろか」、それがずっと頭にあったね。何年かして「弟も妹も片付いたけん」って電話があつてね。安心はした。ほれで(=それで)帰るのも止めたんよ。結婚して他人も家に入ってきたことだしね。「もう一切電話すんなよ、こっちもかけんけえ。こっちのことは心配せんで<sup>え</sup>良いけえ。もしものことがあったら連絡するけん。『電話がないんは元気で<sup>お</sup>居ることや』と覚えとってくれ」って言うた。弟も嫁にはよう言うてないと思うわ。「わしが女房を取る時は、ちゃんと了解をとって一緒になるけん」って言いよったけど、結婚したら「兄貴。俺、まだ女房にあのことを言うてないんよ」って言いよった。「人の噂で耳に入るとるかもしれんけど、自分から名乗らんでも<sup>え</sup>良え。そんなに無理して言わんで良え。隠すもん隠していけ」って言うたんよ。だけん、今だによう言わんのやろう。それだけ重うに受け止めるんよ。ハンセン(病)のことを。それ聞いた時ね、「ほんまに申し訳ない」と思った。ほんで「自分はいつまで生きてたら<sup>え</sup>良いんかな」ってつくづく思ったよ。生きてるだけで負担かかるやろ、身内にね。「自分が生きてるが為に迷惑をかけとる」というのが今でも消えん。元々、実家に帰る気もなかったし、外に出て行く気もなかった。外に出ていくんが怖かったもん。怖い。人の目がいよいよ怖かったけん。今でこそそんなにじろじろ見ることもなくなったけど、前やったら姿がなくなるまでじっと見られとった。高松の街でもね、「そこにお金置いとって」言うて受け取りに来んのよ。品物だけ出して奥に入つてね。

ほんで、うどん屋に行ったらね、「うどん持ってきてくれ」ってなんぼ言うても持ってきてくれん。そんな時代やったよね。みんな買い物行ったり、

栗林公園に行きよったけど、外に出るのが怖くてしばらく出なかったね。こうやって大島の看護婦さんと話すことも嫌やった。健常者の目を見るのが怖かった。もう、体の中に染み込んどる。根付いてしもうとるんやろね、恐怖心がね。周りの人は「そんなに見られとれへん」って言うけど、見られてるように感じるんよ。いつの間にか、らい(=ハンセン病)があっても外へ出かけられるようになったのは看護師さんや職員のおかげやね。

昔は国全体が貧しかったけん仕方ない部分もあるけど、軍国主義やけん、「神国日本に崩れる者はいらん、街の中をうろろうろされたら困る」いうて強制収容して、公共の福祉やいうて醜い者を一か所に集めたやろ。あれはひどかったね。国策やったけんね。強制収容はある程度は必要やと思うんよ。だけど、らいの原因が分かり、治療法ができた時点でらい予防法を止めて欲しかった。国賠訴訟より平成8年のらい予防法の廃止が一番嬉しかったね。身内の者はそれまで世間に対して立場がなかったけど、らい予防法が廃止されて家族も解放されたと思うんよね。らい予防法が廃止された時はほっとした。重荷がとれた。

入所者もだいぶ少のうなった。寂しいなるね。もう50年以上の付き合いだしよ、普通の付き

合いと違うけん、なお寂しいよな。もう何処<sup>どこ</sup>っちゃ行きたくない。今思うのは、この島で最期を迎えたい。ここが僕のふるさと。ほんで、人によっては「分骨を」と言うけども分骨は嫌やね。土佐の国に帰りたいとは思わん。ここが終<sup>つい</sup>の棲家。大島が終<sup>すみか</sup>の棲家。ここに骨を埋めたい。

俺ね、大島に来た子どもたちに話すことがあるんやけど、「僕ら(=君たち)、希望もいっぱいあるやろうけど、人の痛みが分かる人になってよ」と言うちよる。

それと、「ここ(=大島青松園)は無<sup>の</sup>うなる。もし何十年後かに、「僕たち、あの小さい島に行っただけど、今はどんなになってるのかな」ってふと思ひ出したら、四国に足を向けることがあったら、大島にも足を向けてもろうたらありがたいなあ」ちゆうて、子どもらと話してお別れする。

「お父さんが若いときに大島に行ったことがある。こんな病気の人がおったんよ」って話したときに、子どもが「自分も行ってみたい」って言うたら、ぜひ、この島を案内してほしいと思って。その頃には、この島がどうなってるか分からんし、もう僕らも居らんけどね。

「大島青松園で生きたハンセン病回復者の人生の語り(2015年12月15日発行)より、一部抜粋して掲載

### 山本洋先生とハンセン病～史料からハンセン病患者を想う～

元四万十町大正診療所長の山本洋医師(故人)は診療所を退いた後、小川正子の「小島の春」を読んだことをきっかけに、ハンセン病にまつわる四万十川流域の調査をされていました。

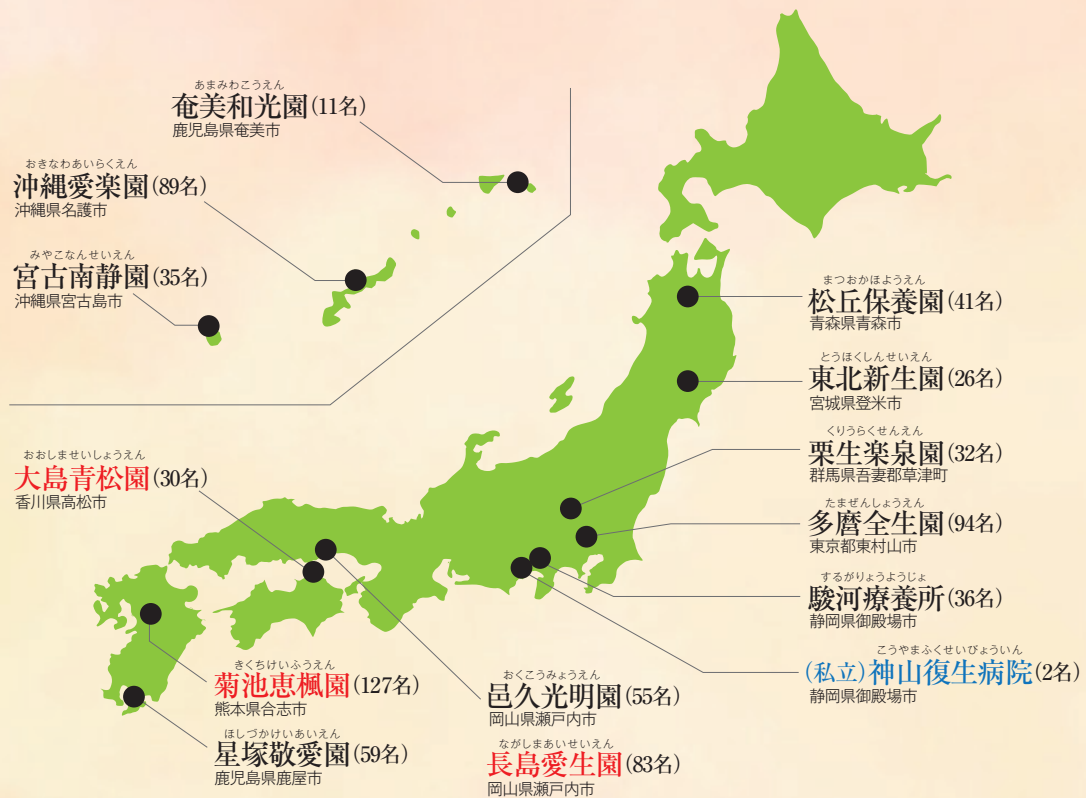
その後、国立療養所長島愛生園に内科医長として勤務しながら、空き時間で調査を続けられ、その記録として2作品が、国立療養所長島愛生園の季刊誌「愛生」と国立療養所邑久光明園の季刊誌「楓」に残されています。

- ✦「愛生」令和3年9・10月号(第75巻・第5号通巻833号)に前編、同年11・12月号(第75巻・第6号通巻834号)に後編を掲載
- ✦「楓」令和5年11・12月号(通巻第614号)

# 全国のハンセン病療養所

※国立が13か所、私立が1か所。( )内は令和6年5月1日現在の入所者数。

赤字は高知県出身者が入所している療養所



平均年齢 88.3才(国立13園のみ) ※令和6年5月1日現在

## 高知県健康政策部健康対策課

〒780-8570 高知市丸ノ内一丁目2番20号  
TEL.088-823-9684 FAX.088-873-9941

編集協力：国立療養所大島青松園 国立療養所大島青松園 入所者自治会 ハンセン病倫理研究会

※本冊子は、厚生労働省の受託により、社会福祉法人ふれあい福祉協会が実施する「ハンセン病対策促進事業」の助成を受けて作成しました。

令和7年2月発行